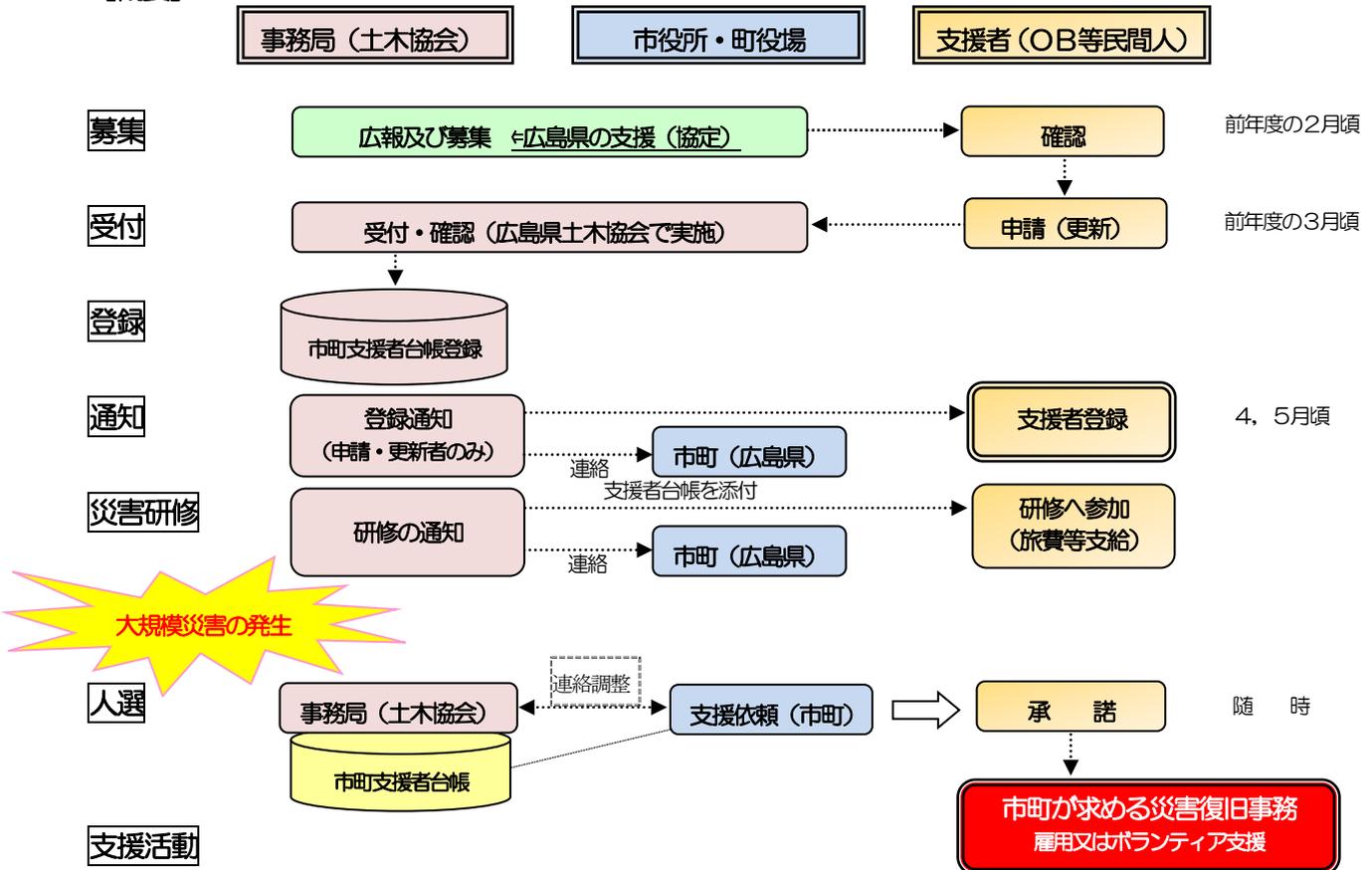


市町公共土木施設災害復旧支援者登録制度の概要

【目的】

市町に大規模な災害（独自では十分な事務処理が出来ない）が発生した場合、災害復旧事業の事務処理を迅速かつ円滑に遂行するため、災害復旧に関する事務処理を経験したOB等民間の方の支援を求める。

【概要】



【支援者の要件】

- (1) 公共土木施設の整備、維持及び管理に関する**専門的な知識**を有し、かつ官公庁又は民間のコンサルタント等において、公共土木施設**災害に関する実務経験を有すること**。
- (2) 支援依頼があった場合、**迅速に支援業務ができる者**であること。
- (3) 支援期間中は、**民間の会社等と雇用関係にある場合はボランティア対応が可能**なこと。
- (4) 登録申請(更新)する年度の4月2日時点での年齢が**70才未満**であること。
(登録期間は年度終了の3月31日時点で70才以下とする。)

【業務内容】

- 市町が管理する道路や河川などの公共土木施設において、災害発生から査定、及び工事実施から竣工までのうち、市町が求める災害復旧事務を行う。「**雇用**」又は災害時の初動体制に係る「**ボランティア支援**」の支援区分がある。